

仮住居等に要する費用に関する調査算定要領運用申し合せ

平成31年4月22日 施管第159号
 各（総合）振興局長あて 農政部長
 最終改正 令和2年（2020年）5月11日 施管第197号

仮住居等に要する費用の算定にあたっては、仮住居等に要する費用に関する調査算定要領（平成30年4月10日付け施管第54号）によるほか、は次に定めるものとする。

1 仮住居期間

補償月数は次に定める期間を標準とするものとする。

移転工法別標準工期表

規模 工法	標準工期					対象面積
	70㎡を超え 125㎡以内	125㎡を超え 175㎡以内	175㎡を超え 220㎡以内	220㎡を超え 250㎡以内	250㎡を超え 280㎡以内	
構内再築 工 法	4月	4. 5月	5月	5. 5月	6月	建物延べ 面積
曳家工法	2月	2. 5月	3月	3月	3月	〃
曳家工法 (基礎重複)	2. 5月	3月	3月	3月	3月	〃

注1 構内再築工法及び曳家工法の標準移転工期は、細則別表第4建物移転工法別補償期間表を標準とし、規模によつての適宜補正の場合に本表により認定するものとする。

2 上記の標準工期月数は、一般住宅及び店舗併用住宅の木造在来工法を標準としたものである。

3 上記の標準工期月数は、着工から竣工までの期間であり、前後の準備期間（解体工事期間）を必要により加算できるものとする。

4 本表に掲げる規模以外及び特別な施工工法によるものは、専門家の意見により別途定めるものとする。

2 倉庫業者に委託して保管する場合等の取扱いについて

(1) 倉庫業者に委託して保管する必要がある動産については、次式により算定した額を補償するものとする。

$$1 \text{ m}^2 \text{ 当たり単価} \times \text{補償面積} \times \text{補償月数}$$

ア 1 m²当たり単価は、近隣地域及び同一需給圏内の類似地域における倉庫等の賃貸料を参考として適正に定めた額によるものとする。

イ 補償面積は、商品、機械等の動産にあつては、動産7 m³当たり（2 t車1台分）6.5 m²とする。

ウ 補償月数は、上記の移転工法別標準工期表に定める期間を標準とする。

- (2) 倉庫業者がない場合は、仮設組立建物等の資材をリースするのに要する費用を原則とし、リースすることが不可能な地域の場合、長期間にわたる移転工期を要する場合等で、仮設建物を新設の方が経済的、且つ、合理的と認められるときは、新設による方法で補償するものとする。